

合併処理浄化槽設置費「一部補助」のお知らせ

町では、合併処理浄化槽の設置希望者を募集しています。

<受付期間>

4月3日(月)～28日(金)

<対象者>

公共下水道事業区域外及び農業集落排水事業区域外に居住する個人(町民及び町民となる方)で、令和5年5月下旬から令和6年2月末までに、個人が所有する「居住目的の住宅」に合併処理浄化槽の設置を希望する方

<事業内容>

合併処理浄化槽設置に対して工事費用の一部を補助

■経費負担の概要

区分	5人槽	7人槽	10人槽
標準工事費	1,040,000円	1,288,000円	1,813,000円
補助金	728,000円	901,000円	1,269,000円
設置者負担金	312,000円	387,000円	544,000円

■各人槽の区分

新築の場合は延べ床面積、改造の場合は現在の居住人員などで決定します。

※延べ床面積が130㎡以下であれば5人槽、130㎡を超えるものであれば7人槽、130㎡を超えて浴室及び台所が2か所以上であれば10人槽となります。

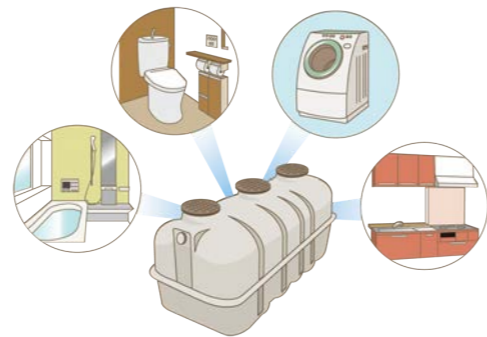
■工事費

上記金額のほかに、排水設備工事費(トイレの工事費含む)約55万円程度の負担となります。なお、改造住宅(新築以外の住宅)については、上記工事費について「水洗便所改造等資金融資あっせん制度※」が利用できます。

※水洗トイレに改造する経費の90%以内の額で、便器1基につき50万円を限度とする融資制度(利子の全額を町が負担します。)

■そのほか法定点検など毎年の維持費

- ①保守管理料 約35,000円/年
- ②法定検査料 8,000円/年(浄化槽法第11条により年1回の検査が義務づけられています)
- ③汚泥くみ取り料など 約27,000円/年(人槽などにより増減します)



公共下水道・農業集落排水接続利用のお知らせ

町では、快適な生活環境の確保と河川の水質保全を図るため、公共下水道及び農業集落排水施設が利用できるようになっています。

整備された区域では、水洗トイレへの改造が可能となるほか、日常生活から出る雑排水の汚水を公共下水道に流すことができ、衛生的で快適な生活を送れます。また、汚水を浄化することで河川などにきれいな水を流すことができます。

事業実施の趣旨をご理解いただき、接続利用をご検討ください。

【申込・問合せ先】役場下水道係 ☎76-8023

住まいの助成制度

住宅リフォーム 総合支援助成事業

町民が安心して住み続けられる住まいづくりと居住環境の向上に資するとともに、町内住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化、移住定住の促進及び良質な住宅ストック形成のため、町内事業者を利用して行う住宅リフォーム費用の一部を助成します。

■申請期間

4月10日(月)～

※予算額に達し次第締め切ります。

■施工業者

町内に事業所、営業所を持つ法人や町内で営業している個人事業者

■対象住宅及び申請要件

- ・町内の専用・併用住宅(店舗併用住宅の住宅部分を含み、アパートは除く)で所有者自ら居住している住宅または居住の予定のある住宅で、住宅の所有者本人が申請者となること
- ・着工時において、新築後5年を経過していること
- ・助成金の交付決定前に住宅リフォームに契約・着手していないこと

- ・令和6年1月31日(水)までに実績報告書を提出できること
- ・住宅のリフォームで、工事費の合計が30万円以上のもの など

■対象とならない工事及び費用

- ・新築工事
- ・外構に係る融雪設備、散策路、庭、塀などの工事
- ・床、壁、天井のいすれにも固定されない物品(後付照明、備え置きコンロ、ストーブ(FFF式含む)、家具、カーテン、置き敷き絨毯など)の設置に要した費用
- ・その他の奨励金、助成金、補助金などの交付を受けた工事に要した費用

■助成金額

住宅リフォームに要した費用の10～20%(限度額30～50万円)



町内就業者定住 促進家賃助成事業

町では、人口減少対策の一環として、移住促進など町外からの転入者の増加を基本目標の一つに掲げています。そのため、定住・転入促進の施策として、町内で働く方の家賃を一部助成します。

■申請期間

- ・4月10日(月)～令和6年1月31日(水)
- ・今年度から申請する方は、申請した月以降の家賃に対しての助成となります。
- ・前年度申請者は4月28日(金)までに申請してください。

■助成対象者

次の要件を全て満たす方が対象となります。

- ・町内の事業所に就業または就農する正規職員もしくは個人事業主
- ・「40歳未満の町内就業者がいる世帯」または「18歳に達する年度終了までの子が居住し、かつ、その子を扶養している町内就業者がいる世帯」
- ・民間賃貸住宅(町営住宅・社宅・寮・三親等以内の親族が所有する住宅を除く)に居住する方
- ※最低居住面積水準・耐震性を有する住宅が対象となります。
- ☆その他条件がありますので、町ホームページをご確認ください。

■対象期間

令和5年4月～令和6年3月分の家賃が対象

■助成期間

最大3年間(最初の助成対象月から36か月)

■助成金額

- ①若年単身者…月6千円
 - ②若年世帯…月9千円
 - ③子育て世帯…月1万2千円
- 40歳未満の町内就業者がいる世帯が居住し、かつ、その子を扶養している町内就業者がいる世帯

申請書及びパンフレットは、役場建築係で配布するほか町ホームページからも取得できます。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

■町ホームページ「町内就業者定住促進家賃助成事業」

https://www.maoi-net.jp/kurashi/tochi_kenchiku/chonai-shugyosha-josei.html



【申込・問合せ先】役場建築係 ☎76-8024